

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日 (火) 第 195 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則 (※) (総務福利課取扱い) 1
- 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務福利課取扱い) 3
- 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 3
- 鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (※) (保健体育課取扱い) 3

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 4
- 鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 4
- 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 5

教 育 委 員 会 告 示

- 会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部改正 (※) (総務福利課取扱い) 6

人 事 委 員 会 規 則

- 鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 6
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 6

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

鹿児島県立特別支援学校学則等の一部を改正する規則

(鹿児島県立特別支援学校学則の一部改正)

第 1 条 鹿児島県立特別支援学校学則 (昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式中「印」を削る。

別記第 11 号様式中「氏名」 印」を「氏名」 に改め、同様式注を削る。

(鹿児島県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県文化財保護条例施行規則 (昭和35年鹿児島県教育委員会規則第18号) の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式, 別記第 3 号様式から別記第 5 号様式まで, 別記第 7 号様式から別記第 14

号様式まで、別記第17号様式から別記第17号様式の4まで及び別記第19号様式中「㊤」を削る。

（鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則の一部改正）

第3条 鹿児島県立高等学校授業料の減額及び免除に関する規則（昭和38年鹿児島県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第5号様式中「㊤」を削る。

（高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和40年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、同様式注を削る。

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第5条 博物館の登録に関する規則（昭和60年鹿児島県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「印」を削る。

（鹿児島県立博物館の組織及び管理運営に関する規則の一部改正）

第6条 鹿児島県立博物館の組織及び管理運営に関する規則（昭和63年鹿児島県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「印」を削る。

（鹿児島県立高等学校入学料の免除に関する規則の一部改正）

第7条 鹿児島県立高等学校入学料の免除に関する規則（平成4年鹿児島県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊤」を削る。

（鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年鹿児島県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

（技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正）

第9条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則（平成9年鹿児島県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

（鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正）

第10条 鹿児島県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成20年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「並びに印鑑証明書」を削り、同条第6号中「及び印鑑証明書」を削り、同条第7号及び第8号中「、印鑑証明書」を削る。

別記第1号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「及び印鑑証明書」及び「、印鑑証明書」を削る。

別記第2号様式から別記第4号様式までの規定中「印」を削る。

別記第5号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「、印鑑証明書」を削る。

別記第6号様式中「印」を削る。

別記第7号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「、印鑑証明書」を削る。

別記第8号様式から別記第11号様式までの規定中「印」を削る。

別記第12号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「、印鑑証明書」を削る。

別記第13号様式から別記第17号様式までの規定中「印」を削る。

別記第18号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「印鑑証明書」を削る。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「印」を削る。

別記第21号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「印鑑証明書」を削る。

別記第22号様式中「印」を削る。

別記第23号様式中「氏名 印」を「氏名 」に改め、「印鑑証明書」を削る。

別記第25号様式から別記第27号様式までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第5号

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和36年鹿児島県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項の表を次のように改める。

課 名	室 名	係 名
義務教育課	特別支援教育室	特別支援教育係
高校教育課	全国高等学校総合文化祭推進室	総務広報係 部門式典係

第30条に次の1号を加える。

(20) 第47回全国高等学校総合文化祭の開催に関すること。

第30条に次の1項を加える。

- 2 全国高等学校総合文化祭推進室においては、前項第20号に掲げる事務を分掌する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第6号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「届出」を「請求」に改め、同条第1項中「届け出なければ」を「請求しなければ」に改め、同条第2項中「届出に」を「請求に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の請求は、統合型校務支援システムを使用して行うことができる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第7号

鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県総合体育センターの組織及び管理運営に関する規則（昭和49年鹿児島県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「別表に定める」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第12条第1項第4号中「公益財団法人鹿児島県体育協会」を「公益財団法人鹿児島県スポーツ協会」に改める。

別表を削る。

別記第7号様式及び別記第9号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第1号

鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令
（鹿児島県教育委員会公印規程の一部改正）

第1条 鹿児島県教育委員会公印規程（昭和34年鹿児島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

（鹿児島県教育委員会文書規程の一部改正）

第2条 鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項を削る。

第28条第1項ただし書中「県教育委員会の機関相互間の文書又は権利の得喪若しくは変更に関係のない」を「次に掲げる」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 国又は他の地方公共団体に発する文書で当該国又は他の地方公共団体が公印を押印しないで発することを認めたもの

(2) 県教育委員会の機関相互間の文書

(3) 権利の得喪又は変更に関係のない文書

第44条第2項中「他人に」及び「又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「受領者印」を「受領者」に改める。

別記第6号様式中「㊟」を削る。

別記第21号様式中 「承認印」を「承認」に、「確認印」を「確認」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第2号

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成17年鹿児島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「医 師 名 印」を「医 師 名 (署 名)」に改める。

別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「印」を削る。

別記第8号様式中

療 養 の 場 所	本 人 印

を

療 養 の 場 所

に改める。

別記第9号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「医 師 名 印」を「医 師 名 (署 名)」に改める。

別記第13号様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第3号

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令
鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年鹿児島県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第6号中「日数の欄」を「日数欄」に改め、同項第8号中「3日」を「4日」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 3 号

令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県教育委員会告示第 2 号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

1 のアの表教育委員会の部用地調査員の項の次に次のように加える。

図書館活動支援員	1 級	23 号給
----------	-----	-------

2 の表教育委員会の部学習指導員の項の次に次のように加える。

スクールカウンセラースーパーバイザー	1 時間につき 5,010 円
--------------------	-----------------

2 の表教育委員会の部臨床心理相談員の項を削る。

人事委員会規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 6 号

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則（昭和 60 年鹿児島県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中 「

男・女	生年月日
所 属	

 を

「

生年月日	
所 属	

 に改める。」

別記第 3 号様式（別紙）中 「

氏名・男女別 (上段)
生年月日 (下段)
男・女

 を 「

氏名 (上段)
生年月日 (下段)

 に改める。」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 7 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年鹿児島県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「公益財団法人鹿児島県体育協会」を「公益財団法人鹿児島県スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。